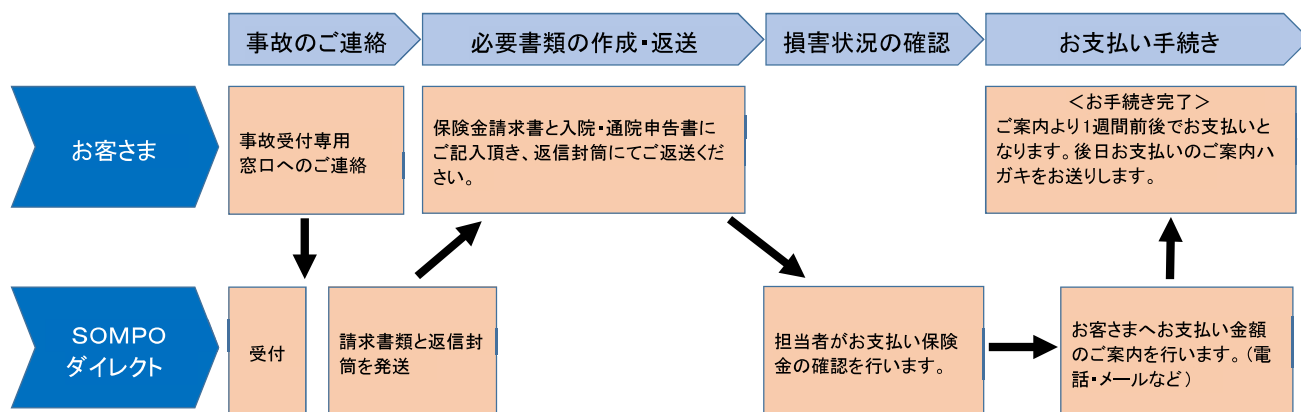


ご請求フロー



＜お問い合わせ先＞

送付状に記載のある担当者までご連絡ください。

【メールでご連絡をいただく場合の注意事項】

ご本人さま特定のため、メール本文にお名前(フルネーム)、照会番号などをご記入ください。

また誠に勝手ながら、営業時間外や休日にお受けしたメールにつきましては、翌営業日以降の対応となります。

※容量が大きい場合や、迷惑メール等の設定により、受信できない可能性がございますのであらかじめご了承ください。

※送信後 3 営業日を経過しても弊社から返信が届かない場合は、お手数ですがお電話にてご連絡ください。

【LINEのご利用も可能です】(回答時間: 平日 9 時～17 時 30 分)

担当者との連絡に、「LINE」をご利用いただくことが可能です。ご連絡いただく際にはお客さま専用の＜認証キー＞が必要です。ご利用をご希望の場合には、上記お問い合わせ先までご連絡ください。

※【別紙】(裏面あり)をご確認ください。

通院保険金についてよくあるご質問

Q：保険金の請求に必要な書類は何ですか。

A：下記の書類2点を弊社より郵送いたしますので、ご自身でご記入をお願いいたします。

- ①保険金請求書
- ②入院・通院申告書

Q：支払金額はどのようにして決まるのですか。

A：事故によるケガで通院（往診を含みます）した場合、事故が発生した日を含めて180日以内の通院に対し、1回の事故につき45日を限度として、通院1日につき、傷害通院保険金日額をお支払いします。

※傷害通院保険金日額はご加入プランによって異なりますので、裏面をご確認ください。

Q：実際に負担した治療費は対象となりますか。

A：補償の対象となりません。

また、下記費用も補償の対象となりません。

- ・装具作成費用 ・松葉杖レンタル費用 ・診断書取得費用
- ・コピー代 ・切手代 ・封筒代 ・写真代等

Q：病気の治療は対象となりますか。

A：補償の対象となりません。

ご加入プランは傷害保険（ケガの保険）であり、転んだ、ぶつけた等の事故を直接の原因として打撲、捻挫、骨折、靱帯損傷などのケガを負い、そのケガの治療を受けた日に対して保険金をお支払いいたします。

Q：どのタイミングで保険金を請求すれば良いですか。

A：①ケガの治療が終了した。 ②合計通院日数が45日になった。

③ケガをした日から180日が経過した。

上記のいずれかの状況になりましたら、請求手続きを進めるようお願いいたします。

Q：医療機関発行の診断書や治療費領収書の提出は必要ですか。

A：必要ありません。

ただし、通院先の医療機関名や通院日等を入院・通院申告書にご記入いただきますので、医療機関から発行される書類はお手元に保管をお願いいたします。

Q：ケガの治療のためにギプスを着けています。着用期間は対象になりますか。

A：骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガで受傷部位を固定するため、医師の指示によりギプス等を常時装着した時は、着用期間を通院日数に読み替えて通院保険金をお支払いできる場合があります。

診断名や固定具名によって対象になるかどうか異なるため、担当者へご確認ください。

Q：入院や手術もすることになりました。どうしたら良いですか。

A：保険金請求に必要な書類が変更になる可能性がありますので、担当者へ速やかにご連絡をお願いいたします。

※お支払いの可否につきましては、書類受領後に判断いたしますので予めご了承ください。

「Super Value Plus」傷害通院保険金日額

けが保険 本人コース【X】	
本人通院日額	650 円
けが保険 夫婦コース【W】	
本人通院日額	900 円
配偶者通院日額	600 円
けが保険 お子様コース【V】	
本人通院日額	600 円
お子様通院日額	500 円
けが保険 充実コース【R】	
本人通院日額	1,400 円
けが安心プラン・本人コース【H】	
本人通院日額	1,300 円
けが安心プラン・家族コース【J】	
本人通院日額	1,100 円
配偶者通院日額	1,100 円
お子様通院日額	600 円

- 上記の補償内容は 2025 年 11 月 1 日に商品改定された後のものであり、 2025 年 11 月 1 日以降のケガに対して適用されます。
- 上記プランには入院保険金、手術保険金など他の種類の保険金も付帯しております。
通院保険金以外の補償内容については、担当者へお問い合わせください。